

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第28号

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県環境影響評価条例施行規則（平成12年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
事業の種類	事業内容	条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件	条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件	事業の種類	事業内容	条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件	条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件
(略)				(略)			
5 電気工作物の設置又は変更の工事の事業	(1) 電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物（以下「電気工作物」という。）である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法第2条第1項	(略)		5 電気工作物の設置又は変更の工事の事業	(1) 電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物（以下「電気工作物」という。）である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法第2条第1項	(略)	

第15号に規定する
発電事業者（以下
「発電事業者」と
いう。）でないときは、当該ダムの新
築又は当該堰^{せき}の新
築若しくは改築で
ある部分を除く。）

(2) 電気工作物であ
る水力発電所の変
更の工事の事業
（当該水力発電所
の変更の工事がダ
ムの新築又は堰^{せき}の
新築若しくは改築
を伴う場合におい
て、当該ダムの新
築又は当該堰^{せき}の新
築若しくは改築を
行おうとする者
（その者が2以上
である場合におい
て、これらの者の
うちから代表する
者を定めたとき
は、その代表する
者）が当該水力発
電所をその事業の
用に供する発電事
業者でないとき
は、当該ダムの新
築又は当該堰^{せき}の新
築若しくは改築で
ある部分を除く。）

(略)

第10号に規定する
電気事業者（以下
「電気事業者」と
いう。）又は同項第
11号に規定する卸
供給を行う事業を
営み、若しくは営
もうとする者（以
下「卸供給事業者」
という。）でないと
きは、当該ダムの新
築又は当該堰^{せき}の
新築若しくは改築
である部分を除
く。）

(2) 電気工作物であ
る水力発電所の変
更の工事の事業
（当該水力発電所
の変更の工事がダ
ムの新築又は堰^{せき}の
新築若しくは改築
を伴う場合におい
て、当該ダムの新
築又は当該堰^{せき}の新
築若しくは改築を
行おうとする者
（その者が2以上
である場合におい
て、これらの者の
うちから代表する
者を定めたとき
は、その代表する
者）が当該水力発
電所をその事業の
用に供する電気事
業者又は卸供給事
業者でないとき
は、当該ダムの新
築又は当該堰^{せき}の新
築若しくは改築で
ある部分を除く。）

(略)

	(略)		(略)
(略)		(略)	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。